

日本の保育観の歴史的変遷からとらえる保育 —保育の質の向上を目指して—

井上明美

本論文は、日本の保育観の歴史的変遷を追うことで、保育をめぐる課題と保育の質の向上について検討したものである。その結果、保育のとらえ方や保育に対する価値観である保育観によって、保育の在り様は方向づけられることが示唆された。明治初期から始まる保育の背景には、長い間、子どもは大人によって保護され、大人に従うべき存在としてとらえる子ども観や、保育を家庭教育の補完するものとみなし、保育者には専門性を求めない、「子育て」と同義の誰もが行う営みと混同する保育観があった。このような保育観のもとでは、子どもの発達段階や内面に目を向ける保育からは遠く、子ども主体の保育とは言い難い状態であった。現代では、保育の中心にあるのは子どもであり、子どもの発達と特性を踏まえたうえで、子ども一人一人に配慮した保育に転換してきているものの、いまだに、かつての保育観にとらわれるなど、保育をめぐる課題は多く残されている。

キーワード：保育観、保育の質、家庭教育、幼児教育、子ども主体

This paper examines issues surrounding childcare and the improvement of the quality of childcare services, by looking at historical changes in the Japanese view of childcare. The study has suggested that what childcare ought to be is determined by people's view of childcare – or people's attitudes and sense of value toward childcare.

Childcare in Japan dates back to the early Meiji Period, when kindergartens were established based on the long-prevailing idea that children should be protected by adults and follow their guidance, and from the view long held in the country that childcare services are intended to take a supplemental role for upbringing at home and that childcare is equivalent to child rearing at home, which does not require professionalism.

Childcare offered based on these viewpoints was far from that which places importance on children's levels of growth and inner development. Today, the emphasis on childcare services has been gradually shifted toward giving consideration to how to raise each individual child. Despite this trend, however, many challenges still remain unresolved, including the fact that some people retain old ways of thinking about childcare.

Key words : View of childcare, quality of childcare, upbringing at home, early childhood education, child-centeredness

I. はじめに

近年、女性の社会参加率や一人親家庭の増加により、子どもの出生率は減少しているにもかかわらず、保育の必要性和保育者（本稿では、以下、幼稚園教諭ならびに保育所保育士の両者の総称とする）の需要は高まり、待機児童の問題が取り上げ

られて久しい。問題解決のために、保護者の求めに応じて、ただ単に保育ができる場や保育時間を増やしていただくだけの対応では十分だとは言えない。問われるのは保育の質である。保育とは、「幼稚園や保育所で行われてきた乳幼児の社会的養護と教育」（無藤、2015）であり、保育の質とは、保育の内容や保育環境、保育者の資質等から成ると

考えられる。乳幼児期は、人間の一生の中で、短期間のうちに心身ともに最も著しい成長発達を遂げ、同時に、人間として生きるための基盤が獲得される時期である。したがって、人間の一生涯に影響を及ぼす乳幼児期の保育の質は、問われる必要がある。実際、OECD（2018）が実施した保育の質に関する研究では、質を顧みることなくサービスのアクセスだけを拡大させることで、子どもにとってのよい成果も、社会にとっての長期的な生産性の向上も見られず、さらに、質が低ければプラスの影響どころか、子どもの長期に渡る有害な影響が続くと報告されている。このように、保育の質は、乳幼児期にある子どものみならず、成人後の生きるためのスキルの獲得をも左右し、社会そのものにも影響力をもつと考えられる。

2015年度より始まった「子ども・子育て支援新制度」は、子育てに関する様々な問題に対処するために、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を目指してつくられた制度である（内閣府、2015）。具体的には保育所に入園できない待機児童の問題や地域から孤立して子育てに悩む保護者問題の解決を目的として、就園前の乳幼児を含めた保護者への子育て支援を行う制度である。秋田（2016）は、本当の意味での質の向上につながっていくためには、制度改革や財源支援だけでは不十分であると指摘する。つまり、これらの支援は大人にとっては直接的な支援であっても、子どもにとっては間接的支援であり、子どもたちの日々の保育や教育の質の向上につながるためには、園での保育実践の在り方や子どもたちの日々の経験に制度や支援がどのようにつながっていくかの丁寧な検討と議論が必要であると述べる。そうでなければ、保育は金銭を介した単なるサービスにすぎず、養育者や子どもはそのサービスを受ける対象としてみなされ、質の向上とは量的・経済的支援の問題と捉えられることになる。さらに、保育の必要性が認知されている現代においてさえ、社会の中では、子育ての務めは母親にあり、保育者は時間的にゆとりのない母親に代わって限られた時間に子どもを世話する役割の人と見なされ、保育者に対して専門職としての高い資質を求めるよりも、誰にでもできる子育てだから量

的・経済的支援で十分であるととらえられることがあると思われる。

このように、保育に対する認識やとらえ方である保育観によって、保育の質に対する考え方は影響を受けると思われ、どのように制度改革を行おうとも、保育観が変わらなければ改革の成果は十分得られない可能性がある。

保育や保育の質を論じようとするとき、保育観について明らかにすることは重要である。本稿では、我が国での保育制度の背景にある保育観の変遷を追い、それらに検討を加えることで、保育をめぐる課題を明らかにしていきたい。そこから、子どものための子どもを主体とした保育や保育の質の向上について考えていきたい。

II. 保育観の歴史的変遷

1. 保育の場の誕生と二元化

日本初の本格的幼稚園教育は、1876（明治9）年東京女子師範学校附属幼稚園の開園に始まる（松平、2000）とされている。ところが、実際には、前年の1875（明治8）年、京都の柳池小学校舎東棟の一部に、子どもたちが街にたむろすることで低俗な文化にさらされることなく、遊びを通して知識を養い、後の勉学の基礎をつくる目的で、「幼稚園遊嬉場」が設置されている（宍戸、1981）。この頃の社会において「幼稚園」の理解は容易ではなく（松本、2017）、富裕層に向けた小学校就学準備のための教育の場として理解される一方で、貧困層に向けた託児所的な役割も期待されていた。それぞれの階層によって求める保育の内容は異なっており、その求めに応じた保育の場が設置され、数は増加していった（文部省、1972）。

幼稚園の数が増加すると、幼稚園を制度化して明確な位置づけを望む声が多くなり、1899（明治32）年、文部省令32号「幼稚園保育及設備規定」が公布された（文部省、1972）。この規程は、幼稚園の編制、組織、保育項目などを規定するもので、幼稚園は満三歳から小学校に就学するまでの幼児を保育するところであることを明確にした。さらに、幼稚園を小学校就学準備のための機関として位置づけ、保育目的を「幼児ヲ教育スルニハ其心

身ヲシテ健全ナル発達ヲ遂ケ善良ナル習慣ヲ得シメテ家庭教育ヲ補ハンコトヲ要ス」と、心身の健全な発達と善良なる習慣を身に付けることにより、教育を補うととらえるものであった。この規程の制定は、幼稚園が簡易な幼稚園（貧民幼稚園）を排除して教育施設であることを制度化したものであり、中上流層に適合する幼児教育機関であることを示すとともに、その後の幼稚園と託児所（保育所）が二元化する岐路になった。（松本、2017）。また、幼稚園教育が家庭教育の補助的な役割を果たすことを目的とされることで、家庭教育と幼稚園教育は未分化の状態であり、幼稚園は家庭の下に位置付けられているように思われる。それ故、この当時幼稚園教育の独自の意義や専門性は問題とされることはなかったと考えられる。

幼稚園と切り離された託児所は、排除されたからと言って消え去ることなく、文部省の管轄から離れた、その存在を必要とした別の階層の中で存続していくことになる。明治の近代化を推し進めた殖産興業による製糸・紡績業の発達は、その担い手の中心として、工場に就労する多くの女性の職工（女工）を誕生させた。工場では、労働者の福利厚生というよりも、女性労働者が効率よく働くことと熟練した女工の離職を防ぐために託児所が設置されていく。女工哀史（改訂）（細井、1982）によれば、厳しい労働環境の中にある託児所は、工場内同様の空気の悪さや騒音にさらされていた。また、不衛生で母親の授乳もままならない状態であったという。文部省が目指した幼稚園設置目的である「心身の健全な発達と善良なる習慣を身に付けること」とは遥にかけ離れた保育環境のもと、子どもや子どもの健やかな成長を願う保護者のための保育の場というよりも、利益を優先する工場経営者のための施設であったと考えられる。

富裕層と貧民層との間で、保育のとらえ方や実際に行われた方法は大きく異なり、ここから幼稚園と保育所は制度として切り離されただけでなく、存在する目的や意義も大きな隔たりを生じたのである。しかし、いずれの保育の場も、家庭教育の補助的な役割を担い、次の小学校教育のための準備教育の場として、あるいは労働力確保のための施設として捉えられ、子どもを主体として、

子どもの成長発達に配慮した保育という発想はなく、保育そのものの在り方について十分な検討や議論がなされないまま実施されたと考えられる。

2. 幼稚園批判と倉橋惣三

幼稚園教育の広がりと共に、就学準備機関として学校的特色を持つ幼稚園教育への批判が生じてくる。これは、19世紀末から20世紀初頭にかけてのアメリカでの知育教育中心の幼稚園批判に加えて、ドイツでの幼稚園の存在そのものの是非を問う論争の影響を受けたと考えられる。ドイツでは、幼児は家庭で保育を受けるべきだとする考え方が根強く、幼稚園は母親が子どもの教育を行う機会を奪うばかりか、母親を堕落させるものであり、子どもから子どもらしさや勤勉さを失くすと批判された（湯川、2012）。日本ではアメリカとドイツでの批判を受けて、知育教育の批判と共に、幼稚園は家庭での教育が十分にされない下層家庭には必要であるが、母親自身に教育の素養のある中流家庭においては必要ではないと、幼稚園の存在を否定する考え方が大きくなっていった。

この幼稚園批判に応じて、日本ではそれまでの読書算中心の知識注入主義的保育からの脱却と、小学校教育との異なりを示す保育の独自性の研究との両面において、幼稚園の在り方が追及されていく（高田、2017）。そうした中で、1910（明治43）年、倉橋惣三が東京女子師範学校の講師に就任し、1955年に死去するまで45年に渡って幼児教育の向上に大きな影響を与えたのである（松平、2000）。倉橋の幼稚園教育改革の基本理念は、子どもの観察重視と、それに基づく子どもの心や感覚の理解を軸において、「子どもの心性に依る」こと、子どもの生きる生活を大切にすると共にその生活の中心にある遊びを幼稚園での活動の自然を活用した遊びとして中心に据えるというものであった（倉橋、1965）。

一方で、資本主義の発展に伴う女性労働者の増大は、その養育する乳幼児の保育と保護の問題を切実にした。そのため、貧困層を対象とした社会事業の一環として、公的な保育所保育施設の設置が行われた。

この時期、幼児の教育は家庭中心になされるべ

きであるという根強い考え方が社会の主流であったものの、幼稚園教育は小学校入学のための知育注入教育から、子どもを中心に据えた子どものための教育へと方向性を変えつつあった。その一方で、働かざるを得ない貧困層の女性労働者たちの子どもが通う保育環境は、ただ単に子どもを預ける託児所としてのとらえ方のままで、幼稚園との格差を抱えたままであったと考えられる。

3. 戦争と保育観

1938（昭和13）年、日中戦争勃発の翌年に、兵力・労働力となる国民の体力向上や健康維持のために厚生省が設置され、厚生省社会局に児童保健行政の中央機関として児童課が設けられた。女子の勤労働員の開始と相まって、常設保育所は急激に増加する。同時期、戦時体制に見合う教育制度改革を目指して内閣に教育審議会が設置され、教育全般について検討された。保幼の一元化を強く望む一部の意見があったものの、幼稚園が託児所の機能まで背負うのは不可能であり、幼稚園と託児所を統合することは無理だという意見が大半を占める。しかし、皮肉なことに、戦争末期になると、特に都市部では幼稚園は閉園あるいは休園にするか、保育をするならば戦時託児所へ転換するかを迫られ、幼稚園が保育園に統合されていくという一元化が生じてくる（矢治、2017）。

戦争の影響は保育の実践の場にも大きな影を落とす。皇国主義的なしつけを重視した保育が強化され、日常の保育内容は、軍人や軍隊を賛美する唱歌や遊びが取り入れられていく。幼稚園も託児所も、戦争から逃れることはできず、戦時体制に協力し、それに応える保育実践が推進されていく（宍戸、1988）。そこには、ようやく芽生えだした幼児主体の保育はない。国家の政策を疑うことなく、国家のために役立つ子どもを育てるという保育が主となる。

4. 戦後の保育観の変遷と保育施策

戦後、新しい教育の在り方を検討していた日本教育会・保育部会が「幼児保育刷新方策（案）」を公表し、「従来の幼稚園、託児所、保育所等は（中略）、実際には凡てのものが教育と養護との両機能

を持つこと、さらに収容せられたる幼児を主体と考えれば、保育の平等がそこに確立せられねばならぬはずである」という根拠のもと、一元的保育制度が提案された。ここで、注目すべきは、収容せられたる幼児主体という文言である。これまでの保育は、国家や企業の利益や保護者などの大人を主体に制度や施設が設けられてきた。ここに、保育のとらえ方は、平等かつ子どもを主体とする保育観へと転換していき、幼稚園と保育所の区別はなくなり、一元的な制度として乳幼児の社会的養護と教育が行われていくように思われた。しかし、結局、1947（昭和22）年3月に学校教育法が成立し、幼稚園は学校教育の一環として制度化され、同年12月に児童福祉法が成立することで、保育所は児童福祉施設として制度化された。

学校教育法の中で、学校教育の一環として位置づけられた幼稚園の目的は、「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」（第77条）と規定され、小学校入学以前の正規の教育の第一段階と捉えられた。

一方で、児童福祉法の冒頭において、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように努めなければならない。すべて児童は、等しくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と、生活困窮などによる養育が困難な家庭だけでなく、すべての乳幼児を対象とした児童福祉を保障する場のひとつとして保育所が定められた（松本、2017）。しかし、実際は保育所の設置が遅れ、希望者すべてを受け入れることが困難となり、1951（昭和26）年の法改正のもとで、保育所は保育に欠ける乳幼児を保育する施設と規定される。ここに、乳幼児の心身の健全な発達と養護を目指して、すべての乳幼児対象とした保育所は、その本来の理念を実現できないまま、貧困層の乳幼児の受け入れ先として託児所的な役割を主として与えられ続けるのである。

保育に欠ける要件とは、1961（昭和36）年2月の児童局長通知「保育所への入所措置基準について」（全国保育協議会編、1980）において、厚生省により明らかにされた。それは、「母親が居宅内外において児童を離れて一日中仕事に従事、母親が死亡、行方不明などで不在、母親が出産、疾病、心

身の障害の状態、母親が親族の看護に従事、家庭が被災、都道府県知事の認可による特例」であり、母親以外の親族その他のものも児童の保育に当たれない場合を指す。このように、母親が子どもの養育にかかわれないことが主たる要件であり、母親こそが養育の担い手の中心として、子育ての責務が負わされていたようである。したがって、幼児は母親に育てられることが第一であり、保育所は、母親の不在による養育の困難な家庭のための施設としてとらえられていたと考えられる。

ところで、急速な経済成長は社会の変化と女性の労働力需要増加を生み出す。同時に、青少年の非行の問題など、子どもの育ちに関わる問題が顕在化していく。こうした中で、厚生省は不足する保育所施設を積極的に増やすことよりも、家庭対策を強調する。家庭対策とは、良き家庭の建設、両親による育児等を行うことである。1963（昭和38）年に出された児童福祉白書では、“児童は今や危機的状况にある”と、政治的には安定、経済的には成長という路線を進んできた戦後の日本が、重要な児童の問題に問題意識を持たないままに過ぎてきたことが児童にとっての危機だと述べている。子どもの危機の表れとして、少年非行の激増、低年齢化、自殺、長期欠席の増加等が挙げられている。これらが生じる背景には、家庭養育の障害があると考えられており、家庭養育の障害とは、両親あるいはどちらかが欠ける家庭、経済的貧困家庭、母親が就労する家庭であるとされた。特に、母親の就労に対しては、母親の不在によって低学年の健全な育成が阻まれることや、経済的な困窮による就労はやむを得ないとしても、より豊かな生活のために母親が労働することで児童の育成に支障があるとすれば、重要な問題点として考慮の対象となると指摘された。

子どもにとっては両親による愛情に満ちた家庭保育が最も重要であると考えられ、子どもに生きてきた問題を社会全体の問題としてとらえるというよりも、家庭、特に母親の養育の問題として焦点づけようとしているように思われる。子育ての責任や良き家庭を築く責任は一方的に母親に担わされ、父親は協力義務を負うだけである。家庭保育は保育所に勝り、子どもにとって、母親による保

育が何ものにも替え難いと考えられた。そのため、保育所は家庭保育の補助的役割にすぎず、保育所は、最も上位にある母親の保育を受けられないかわいそうな子どもが集まる場所と見なされ、明治になって保育制度が始まって以来、保育のとらえ方に大きな差異は見られないように思われる。すなわち、保育所そのものの存在意義や目的、機能等が十分に検討、評価されていないと考えられる。

同時期に出された文部省初等中等教育局長と厚生労働省児童局長の連名による共同通知「幼稚園と保育所の関係について」では、幼児期の保育と教育の不分離性を認めながらも、幼稚園は幼児への学校教育、保育所は保育に欠ける児童保育とその機能の相違を強調するものであった（矢治、2017）。この8年後、1971（昭和46）年に出された文部省中央教育審議会答申（文部省、1972）では、「保育に欠ける幼児は、保育所において幼稚園に準ずる教育を受けられるようにすること。幼稚園として必要な条件を具備した保育所に対しては、幼稚園としての地位を合わせて付与する方法を検討」（文部省、1992）することを示した。保育所は母親に代わる保育の場として、幼児教育を行う幼稚園よりも下位の施設として捉えられていたようである。

5. 現代の保育観

現代の大きな課題の一つは、少子高齢化である。第二次ベビーブームの1973（昭和49）年をピークに、出生数、出生率ともに毎年低下が続いている。その背景には、女性が働くことが一般的になったことに加えて、女性が生涯働き続けようとした時の保育の問題だけでなく、経済的な問題や子育てにとって必要となる地域資源・支援の問題など、子どもを育てる上で様々な困難さが存在していることが考えられる。

出生率低下が続くこの間、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化した。都市部での人口集中は保育所の不足を生じさせ、地方では子どもの減少による幼稚園や保育所の統廃合と通園の距離の問題、近くに子どもがいないために、子ども同士で遊ぶ機会の減少などの問題を生じさせている。さらに、都市部も地方も核家族化や地域とのつながりの希薄化により、家庭保育を行う母親に子育て不

安を生じさせている。これまでの保育観の変遷を遡ると、母親が家庭で子どもを育てることが最も良い保育とみなされ、幼稚園や保育所は家庭での保育の補助的な役割ととらえられてきた。ところが、地域や血縁者から離れて孤独に子どもを育てる母親にとって、慣れない育児は子どもへの虐待や育児放棄につながることもある。現代では、必ずしも、家庭が子どもにとって良い保育の場とはならない状況も生じてきている。また、幼稚園や保育所は、子どもに関する専門的知識と実践力を持つ保育者が子どもを保育し、年齢の近い子どもたちと集団で過ごすことで、子どもの健やかな成長のために必要な場として、独自の意義と役割を持つことが認知されている。さらに、そこに入る以前の段階にある子どもを育てる母親への支援も求められるようになり、地域の子育てを支えるための中核としての役割も求められてきている。

一方で、学校教育における知育偏重傾向や家庭、地域の教育力の低下が進むことで、青少年の問題行動や学校不適応、いじめ、不登校などの問題を生じさせてきた。この問題解決のための方策として、学校中心の考え方から脱却を果たし、生涯学習への視点が求められるようになってきた。ここから、生涯学習の基礎になるものが幼児期の保育であると、保育の在り様が再検討されてきている。

1989年に行われた「幼稚園教育要領」の大改訂は、この方向性を明確にしたものである。改訂は、幼児教育は環境を通して行うものであり、幼児の主体的な活動としての遊びを通じた総合的な指導、一人一人の発達の特性に応じた指導によって、幼児期にふさわしい生活を大切にすることが重視された（高田、2017）。浜口（2014）は、この改訂を「子どもの自発性を重視する保育への転換」と捉え、それまでの保育者主導の設定保育中心から、子どもを主体とした自由遊びを中心とする環境構成型保育へと舵を取っていく。それは、従来行っていた一斉保育から、環境に関わって子どもから主体的に活動が生み出される自由保育への転換であった（小田、2014）。ここから、現代の子どもを主体として、子どもの成長を支援する保育観が広く受け入れられるようになったと思われる。

Ⅲ. 考察

—保育観の検討からとらえる保育

我が国において、本格的な幼稚園教育の始まりから150年弱を経て、保育のとらえ方はどのように変化したのであろうか。先の章で述べた保育観の変遷に関して検討を加えることで、保育をめぐる課題と展望を明らかにしたい。

1. 保育観の転換—保育は誰のためにあるのか

明治初期に始まった幼稚園教育は、知識を養い、勉学の基礎をつくるという富裕層に向けた小学校就学準備のための教育機関として始まる。ここには、すべての子どもに平等に教育を受けさせるという視点はない。乳幼児にとって最適な教育の場は家庭教育であり、幼稚園は、しつけを中心とした家庭教育を十分に行うことができる中流階層には特に必要としない教育機関でだと考えられていた。また、小学校教育を受けさせることさえ困難であった貧困層にとっては、縁のない機関であったと思われる。貧困層が最も必要としたのは、働く両親に代わって子どもの面倒を見てくれる託児所であった。託児所には、子どもを健全に育成するという保育機関としての使命も目的や観念もなく、ただ働く親や企業の利益のための場であったと思われる。この時期、保育は大人の持つ保育観や大人側の必要性から生まれたものであり、保育の二元化も、このような大人の意図や事情から結果的に生じてきたと思われる。そこには、子どもを中心においた保育観はなく、その背景には、子どもは大人によって保護されるべき存在であり、大人の期待に添うように育てられ、大人に従うべき存在としての子ども観があると思われる。

保育観の大きな転換は、今から30年前である1989年の「幼稚園教育要領」改訂にあると思われる。この改訂によって、ようやく、保育の中心にあるのは子どもであり、発達と特性を踏まえたいうで、子どもを一人一人をどう育てていくかが考えられるようになった。それ以前の120年余りの長きにわたり、国家の体制や政策の変化が見られることはあっても、保育観に大きな違いはないように思われる。子どもは親をはじめとする大人から

一方的に保護される存在であり、家庭においてしつけという教育を受け、大人や国家に従順な子どもを育てていくことが家庭教育の大きな目的であり、それを補い、あるいは、代わりに担っていくのが保育であるととらえられていたと思われる。つまり、大人の望む子どもを育てていくために、しつけを中心とした家庭教育と同じように見なされてきたのである。その転換が、1989年「幼稚園指導要領」改訂であった。

このように見ると、我が国のこれまでの保育観は、多少のとらえかたの違いがあっても、大人の視点による大人主体の大人のための保育観と、子どものための子どもを主体とする保育観に大きく二分されていると思われる。大人主体の保育観は、大人の要求を満たす公約を打ち出すことで、しばしば選挙や政策の目玉として政治に利用されたり、保育施設やそこで働く保育者の数を増やすという質を問わない、量的な問題として考えられてきた。最たるものは、いつの時代にあっても、労働力の不足を補う存在としての女性を活用するための保育であろう。

日本の保育にとって大きな転換点となる1989年は、子どもの権利条約が国連で採択された年でもある。世界にとっても、日本にとっても子どもに関わる意識が大きく変化づけられた年である。子どもの権利条約では、子どもは大人に一方的に保護され、大人に対して従順であることを求められていない。保護される権利は当然であっても、それを超える権利、社会に参加する権利、自己の意見を主張する権利、大人と同じような社会権を有することが明記されている(汐見、2017)。子どもは、一方的に親の意見を押し付けられるのではなく、自分に関わることについて自己の考えを述べ、その意見を大人は尊重することが求められている。

保育についても、一方的に大人の期待する子どもを育てるのではなく、子どもの発達段階や内面に目を向け、子どもが生きている環境を通してこの世界と出会うなかで、子ども自らが世界や自分自身を発見し、学んでいけるように支援できる保育であることやその保育実践を支える保育観であることが求められている。

2. 子どもを主体とした保育観—保育と家庭の関係

保育は、わが子に早期の教育を受けさせたいと願う保護者や自分で育てる物理的時間がない保護者など、大人側の事情から生まれてきた歴史がある。したがって、そこには、保育そのものの在り方や意義が十分検討されたとは言い難く、保育観の変遷で明らかにしたように、国をはじめとして大人の都合により翻弄されてきた面があることは否めない。その背景には、子どもは大人によって保護されるべき存在であり、大人に従うべき存在としてみなす子ども観や、保育を家庭教育を補うものとしてみなしたり、小学校の準備教育の段階のようにみなす保育観が存在した。また、保育を誰もがができる子育てとして、保育士が国家資格であり、幼稚園教諭が教員免許であるにもかかわらず、「子育て」と同義の誰もが行う営みと混同されてきた現実がある(内田、2016)。そのために、保育者には専門性以前に、「子どもへの優しさ」や「包み込むような愛情」といった情緒的な資質が求められてきたこともある(神長、2015)。実際、林ら(2012)による幼稚園・保育所の園長を対象とした、保育現場における養成校卒業生への評価では、「保育者の必要な技術・知識」よりも明るさや素直さ笑顔といった「資質・人柄」が高く評価されている。このように、保育の専門性を十分評価しない社会の保育観があると思われるが、保育者を養成する立場にある養成校においてさえ、安藤(2001)が指摘しているように、「保育者養成校では、子どもたちの前に立った時に、すぐに役立つ保育技術の指導に力が注がれ、遊ばせるための環境の整え方や指導のテクニックに重点が置かれてきた。手遊びや歌遊びを覚えているほうが実習園での評価が高く、現在でも養成校の授業担当者の中には技能技術の指導を重視する人が決して少なくない」と、学生が身に着けるべき専門性についての誤った考え方が完全に払拭されたとは言い難い現実がある。

2015年4月から始まった「子ども・子育て支援制度」に見られるように、子育てを支援する場は保育所や幼稚園だけでなく、地域型保育として少人数の家庭的保育(保育ママ)、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問保育、認定こども園など保育の場は

増加した。かつては、保育に欠ける児童を保育する施設としてとらえられていた保育所であるが、その支援対象は働く女性だけでなく孤独な子育てを行う専業主婦家庭にまで広げられている。確かに、保育に関する支援の量は増え、幼稚園や保育所に求められる役割は、単なる家庭保育の補完的な役割から脱却し、地域子育て支援の中核として、多様な保育のニーズに応える機能を果たすよう位置づけられてきている。これらの保育施策と保育の場の量的な変化は、子育てに悩む保護者や、働く保護者にとって評価できるものであろう。しかし、そこで過ごす子どものためになる場としてふさわしい質が保証されているのか、子ども中心の視点はあるのかなど、保育施策の根本には、どのような保育観に基づいて実施されているかが明らかにされていく必要がある。たとえ、長期にわたって保育の場を求める保護者の願いと、少子化や労働力の問題の解消を意図する国の政策が一致したとしても、単に家庭教育を補うだけの保育者の専門性を問わない保育観に基づく制度であれば、そこには子どもや保育の質は不在である。

森川（2017）は、「大事なのは、保育とは一体どれのためなのか、今一度よく考えることであろう。少子高齢化により、社会保障の担い手が減る。だから、女性が産みやすい環境を整えるとか、女性の就業率を高めるとか、こうした大人の視点が、これまでの保育制度改革や施策の議論の中心になってきた」と問題点を指摘する。そこには、子どもを中心に据えた保育観は欠如している。社会のための保育が第一に来るのではなく、まずは未来を担う存在である子ども中心の保育が考えられ、それが社会の問題解決へとつながっていくことが肝心であろう。そのために、保育に直接関わる者の保育観だけでなく、社会を構成するそれぞれの者の保育観が問われることになる。そうでなければ、保育は金銭を介した単なるサービスにすぎず、養育者や子どもはそのサービスを受ける対象としてみなされ、質の向上とは安易な家庭養育の補完の場として、量的・経済的支援の問題ととらえられることになる。そこから、子どもが自分の生きる世界と出会い、その世界の中で豊かな遊びを生み出し、そのことによって、生きる実感や多くの

学びが得られるような、子どものための高い質の保育からは遠ざかっていく。

保育はある意味で、家庭教育を補うものであるが、それは本来家庭でできるけれども、物理的な時間や場が不足しているという理由のためにできない家庭教育を補うのではなく、家庭ではできないが、保育だからこそできることを行うという意味である。そのことを理解するためには、保育そのものの意義と家庭との関係を理解する必要がある。保育は、家族以外と過ごす集団生活の場である。年齢の近い乳幼児集団の中で、家庭ではできない様々な体験を通して学ぶ場でもある。具体的には、「幼児が自らの発想のもとで自由に遊びを展開するなかで得られる主体性、その遊びを快く進めていくために必要な個人的、社会的な生活習慣の習得、遊びの中で形成されていく友達集団が幼児の生活を高めていく」（岩崎、2017）のであり、その根底に子どもが自分自身や他者を信頼できるように、子どもが愛されていると実感でき、温かく安心できる家庭が必要なのである。

IV. おわりに —今後の課題

本稿では、保育観の歴史の変遷を通して保育をめぐる課題について明らかにした。子どもにとっての良い保育とは、保育の質の問題である。もちろん、保育施設や保育の機会等を増やす量についても考慮される必要があるが、それらは、質を向上させるための一要因にすぎないと思われる。保育の質とは、保育者の資質や保育者集団の関係などの人的環境から、保育室・園庭・遊具・教材等の物的な環境、また具体的な実践の内容や方法、さらには子どもに対する職員の人員配置や施設・設備等という制度やシステムまで、多種多様な要因によって規定されると考えられ、その概念は非常に多面的なものであり、単純に定義することは難しい（高嶋、2017）。しかし、多面的な要素から成る保育の質に通底し、保育の質の方向性を規定するものが保育観であると考えられる。国家や社会、あるいは個人がどのような保育観を持つかによって、保育の質を含めた保育そのものが影響を

受けられる。

今回、時代による保育観の変遷を基にして論じてきたため、保育者や個人レベルでの保育観については検討できなかった。おそらく、時代が示す保育のとらえ方の大きな波の中で、個人としてその考えに抗い、独自の考えを示す者も存在したと思われる。特に、直接子どもとかかわる保育者個人の保育観は重要であると思われるが、本研究の目的は、個々人の保育観に歴史的考察を行うことではなく、保育観の歴史的変遷を追うことを通して保育を検討し、保育観が保育の方向性を決定していくことを明らかにすることであった。その結果、保育観がその時代の保育の在り様を方向づけていくことは示唆されたと考えられる。

本研究の結果をうけて、今後検討すべき課題の一つは、現在の保育者個々の保育観である。まさに、保育は現在進行形で行われている。保育観が保育に影響を与えることが示唆されたことで、現在の保育者がどのような保育観を持ち、日々保育実践に取り組んでいるかを検討することは、現在の保育の在り様や課題を明らかにすることにつながり、今後の保育の質向上に向けて一層重要であると思われる。さらに、将来の保育者を目指して、保育者養成校で学ぶ学生がどのような保育観を持って保育実践の場に出ていこうとしているのか、また、養成校教員の立場として学生にどのような保育観を育てていくかを検討する必要があると思われる。

矢藤(2014)は、保育者養成の段階で、保育士の職務について人格主義(例:素直で笑顔がよいことが大切)によって専門性を貶めないことや、反知主義(例:勉強ができるよりも明るいことが大事)による知的怠惰の蔓延を防ぐことが必要であると述べている。具体的には、「子どもに優しい」「子どもを好きだから」を超えた、保育者として基本となる専門性として、子どもを理解する力、状況に応じて総合的に指導する力、保育を構想し実践する力の獲得がなされる必要があると思われる(神長、2015)。そこから、養成校に在籍している期間だけでなく将来にわたって、その獲得された専門性が、保育者個人の中でより磨かれ深化していくことができるような保育観を形成していくこ

とが、養成校には求められていると考えられる。

今後は、現役の保育者の保育観と保育実践や保育者を目指して養成校に在籍する学生の保育観形成の課題にも取り組むことで、保育の質向上に貢献していきたいと考えている。

【引用文献】

- 秋田喜代美(2016). 現代日本の保育一人が育つ場としての保育. 秋田喜代美監修. あらゆる学問は保育につながる. pp.17 - 43. 東京大学出版.
- 安藤節子(2001). 保育者養成における学生の成長. 発達, 21, 9-15.
- 浜口順子(2014). 平成期幼稚園容量と保育者の専門性. 教育学研究, 81, 66-77.
- 林悠子・森本美佐・東村知子(2012). 保育者養成校に求められる学生の資質について—保育現場へのアンケート調査より—. 奈良文化女子短期大学紀要, 43, 127-134
- 細井和喜蔵(1982). 女工哀史(改訂版). 岩波書店.
- 岩崎婉子(2017). 基底となる生活. 森上史郎・柏女靈峰編. 保育用語辞典(第8版). p.54. ミネルヴァ書房.
- 神長美津子(2015). 専門職としての保育者. 保育学研究, 53(1), 94-103.
- 厚生省児童局(1963). 児童福祉白書. 厚生問題研究会. 35-50
- 倉橋惣三(1965). 育ての心. 倉橋惣三選集第三巻. pp.23 - 337. フレーベル館.
- 松本園子(2017). 戦後復興と保育. 汐見稔幸他著. 日本の保育の歴史. pp.250 - 282. 萌文書林.
- 松平信久(2000). 保育者は何を期待されてきたか. 発達, 83, 2-8.
- 文部省(1972). 学制百年史. 帝国地方行政学会.
- 文部省(1992). 学制百二十年史. ぎょうせい.
- 森川敬子(2017). 戦後保育体制転換の胎動. 汐見稔幸他著. 日本の保育の歴史. pp.342 - 370. 萌文書林.
- 無藤隆(2015). 保育の質の向上と選択の拡大へ—子ども・子育て支援新制度がめざすもの. 発達, 142, 2 - 9.
- 内閣府(子ども・子育て本部)(2017). 子ども・子育て支援制度について.
- OECD(2018). Starting Strong III A Quality Toolbox For Early Childhood Education And Care 秋田喜代美他訳(2019). 保育の質向上白書—人生の始まりこそ力強く: ECECのツールボックス.
- 穴戸健夫(1981). 明治国家の形成と幼児教育. 浦辺史他編. 保育の歴史. pp.2-38. 青木書店.
- 汐見稔幸(2017). 子ども観. 汐見稔幸他著. 日本の保育の歴史. pp.13 - 52. 萌文書林.

- 高田文子 (2017). 幼稚園の誕生. 汐見稔幸他著. 日本の保育の歴史. pp.86 - 93. 萌文書林.
- 高嶋景子 (2017). 保育の質. 森上史郎・柏女霊峰編. 保育用語辞典 (第8版). p.25. ミネルヴァ書房.
- 内田千春 (2016). 今、幼児教育の担い手に求められるもの—転換期に考える保育者の専門性と養成教育—. 日本教師教育学会 [年報], 25, 41-55.
- 矢治夕起 (2017). 戦争末期の保育施設. 汐見稔幸他著. 日本の保育の歴史. pp.203 - 212. 萌文書林.
- 矢藤誠慈郎 (2014). これからの保育士養成の課題. 保育学研究, 52 (3), 140-142.
- 湯川嘉津美 (2012). 幼稚園と家庭教育の関係をめぐる歴史的考察. ペスタロッチー・フレーベル学会関東地区第7回課題研究発表会.
- 全国保育協議会編 (1980). 保育制度を考えるために—資料・

文献集. 全国福祉協議会

【参考文献】

- 一番ヶ瀬康子他 (1962). 日本の保育. ドメス出版
- 岩崎次男 (1979). 近代幼児教育史. 明治図書.
- 日本保育学会 (2010). 日本幼児保育史 第6巻. 日本図書センター.
- 日本保育学会編 (2016). 保育学講座 第4巻. 保育者を生
きる—専門性と養成—. 東京大学出版会.
- 穴戸健夫 (1988). 日本の幼児教育. 上 青木書店.
- 穴戸健夫 (1989). 日本の幼児教育. 下 青木書店.
- 浦辺史 (1963). 日本の保育問題. ミネルヴァ書房.
- 山縣文治 (2002). 現代保育論. ミネルヴァ書房